

在職老齢年金の支給停止の仕組み

～働きながら年金を受けるときの注意事項～

このリーフレットでは、在職中における年金額の支給停止の仕組みを解説しています。年金を受けている方が再就職する場合などの際に、お役立てください。

働きながら年金を受けると

**▶ 年金額の一部または全部が
支給停止されることがあります**

- 60歳以上65歳未満の方… 2ページをご覧ください。
- 65歳以上の方…………… 3ページをご覧ください。

**高年齢雇用継続給付を
受けると**

**▶ 年金額の一部が
支給停止されます**

- 高年齢雇用継続給付を受ける方… 4ページをご覧ください。
(60歳以上65歳未満)

年金を受けている方でも、厚生年金保険への加入が義務付けられています

厚生年金保険の適用事業所に勤務している70歳未満の方は、年金を受けていても厚生年金保険に加入しなければならないことになっています。

(ただし、一定の勤務時間に満たない短時間労働者などは加入対象から除かれます)



○平成27年10月から在職支給停止の対象が変わりました。

平成27年10月以降は、昭和12年4月1日以前に生まれた70歳以上の方や、議員である方、共済組合等に加入している方についても年金の在職支給停止の対象となります。

60歳以上65歳未満の在職老齢年金

60歳以上65歳未満の方で、厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けるときは、基本月額^{※1}と総報酬月額相当額^{※2}に応じ、年金額が支給停止^{※3}（全部または一部）される場合があります。

※1 年金額（年額）を12で割った額。共済組合等からの老齢厚生年金も受け取っている場合は、日本年金機構と共済組合等からの全ての老齢厚生年金を合わせた年金額を12で割った額。

※2 毎月の賃金（標準報酬月額）＋1年間の賞与（標準賞与額）を12で割った額。

※3 共済組合等からの老齢厚生年金も受け取っている場合は、全ての老齢厚生年金に対する支給停止の総額を、それぞれの老齢厚生年金の年金額に応じて割り振り算出します。

- ①基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のとき → 支給停止額 = 0円（全額支給）
- ②基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が46万円以下のとき → 支給停止額 = (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 × 12
- ③基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が46万円を超えるとき → 支給停止額 = {(46万円 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 46万円)} × 12
- ④基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が46万円以下のとき → 支給停止額 = 総報酬月額相当額 × 1/2 × 12
- ⑤基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が46万円を超えるとき → 支給停止額 = {46万円 × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 46万円)} × 12

計算例

老齢厚生年金額216万円〔基本月額18万円〕の方が、総報酬月額相当額30万円（標準報酬月額22万円、標準賞与額96万円〔月額8万円〕）の場合

- 〈解説〉 ○基本月額 216万円 ÷ 12 = 18万円
○基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が46万円以下ですので、②に該当します。
・支給停止額 = (30万円 + 18万円 - 28万円) × 1/2 × 12 = 120万円〔月額10万円〕
・年金支給額 = 216万円 - 120万円 = 96万円〔月額8万円〕

老齢厚生年金支給停止額と一部支給額は、1カ月あたりで下図のようになります。

老 齢 厚 生 年 金 18 万 円	(支給停止) 10万円
	(一部支給) 8万円

この方のケースでは、老齢厚生年金が月額10万円支給停止となり、勤め先からの賃金・賞与〔月額30万円〕と年金額〔月額8万円〕を足して、月38万円が合計の収入となります。

○加給年金額が加算されている方の在職老齢年金の注意事項については、こちらをご覧ください。

65歳以上の在職老齢年金

65歳以上で厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受ける方（70歳以上の在職者も含む）は、65歳未満の方とは別の在職老齢年金の仕組みによって、年金額が支給停止（全部または一部）される場合があります。

①基本月額(2ページ※1)と総報酬月額相当額(2ページ※2)の合計額が46万円以下のとき

支給停止額
= 0円（全額支給）

②基本月額と総報酬月額相当額の合計額が46万円を超えるとき

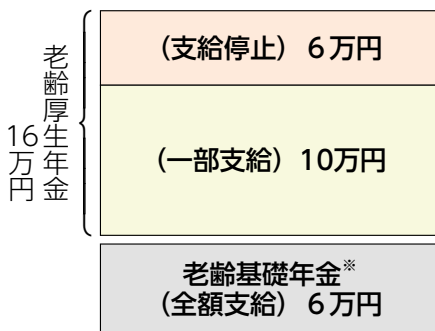
支給停止額
= (総報酬月額相当額+基本月額-46万円) × 1/2 × 12

計算例

老齢厚生年金額192万円〔基本月額16万円〕の方が、総報酬月額相当額42万円（標準報酬月額32万円、標準賞与額120万円〔月額10万円〕）の場合

- 〈解説〉 ○基本月額 192万円 ÷ 12 = 16万円
○基本月額と総報酬月額相当額の合計額が46万円を超えますので、②に該当します。
・支給停止額 = (42万円 + 16万円 - 46万円) × 1/2 × 12 = 72万円〔月額6万円〕
・年金支給額 = 192万円 - 72万円 = 120万円〔月額10万円〕

老齢厚生年金支給停止額と一部支給額は、1カ月あたりで下図のようになります。



この方のケースでは、老齢厚生年金が月額6万円支給停止となり、勤め先からの賃金・賞与〔月額42万円〕と老齢厚生年金〔月額10万円〕・老齢基礎年金*〔月額6万円〕を足して、月58万円が合計の収入となります。

※在職による支給停止は老齢厚生年金に対して行われるもので、老齢基礎年金は支給停止の対象とはなりません。

○加給年金額が加算されている方の在職老齢年金の注意事項については、下記をご覧ください。

○加給年金額が加算されている場合

老齢厚生年金に加給年金が加算されている場合、加給年金額を除いて在職老齢年金を計算します。なお、加給年金の支給の有無については、以下のとおりです。

- ・老齢厚生年金が支給（一部支給）される場合……加給年金額は全額支給されます。
- ・老齢厚生年金が全額支給停止される場合……加給年金額も全額支給停止となります。

高年齢雇用継続給付と在職老齢年金（60歳以上65歳未満）

年金を受けながら厚生年金保険に加入している方が高年齢雇用継続給付を受けるとき^(注)は、在職による年金の支給停止（2ページ参照）だけでなく、さらに年金の一部（賃金額の0.18～6%）が支給停止されます。

(注意) 初回の支給決定を受けた後に支給申請をしなかった期間を含みます。

給付金の種類

- ・雇用保険法の高年齢雇用継続給付金または高年齢再就職給付金
- ・船員保険法の高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金

○高年齢雇用継続給付とは

雇用保険の加入期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の加入者に対して、賃金額が60歳到達時の75%未満となった方を対象に、賃金額の0.44～15%に相当する額が雇用保険等から支払われるものです。

計算例

老齢厚生年金額120万円〔基本月額10万円〕の方の賃金額が、60歳を境に月額35万円から月額20万円に下がった場合

〈解説〉 ○基本月額 120万円÷12＝10万円

○総報酬月額相当額 20万円

○基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が46万円以下ですので、2ページ②に該当します。

・在職による年金の支給停止額

$$= (20万円 + 10万円 - 28万円) \times 1/2 \times 12$$

$$= 12万円 \text{〔月額1万円〕} \cdots \text{支給停止A}$$

・高年齢雇用継続給付を受けることによる年金の支給停止額

$$= \text{標準報酬月額 (20万円)} \times 6\% = 1.2万円 \text{〔月額〕} \cdots \text{支給停止B}^*$$

○高年齢雇用継続給付金額

$$\text{支給額} = \text{賃金 (20万円)} \times 15\% = 3万円 \text{〔月額〕}$$

老齢厚生年金支給停止額と一部支給額は、1カ月あたりで下図のようになります。

老 齢 厚 生 年 金 10 万 円	(支給停止A) 1万円
	(支給停止B) 1.2万円*
	(一部支給) 7.8万円
	高年齢雇用継続給付 3万円

この方のケースでは、老齢厚生年金が合計で月額2.2万円支給停止となり、勤め先からの賃金〔月額20万円〕と老齢厚生年金〔月額7.8万円〕・高年齢雇用継続給付〔月額3万円〕を足して、月額30.8万円が合計の収入となります。

*共済組合等からの老齢厚生年金も受け取っている場合は、それぞれの老齢厚生年金の年金額に応じ停止額を割り振り算出します。

ご不明な点は、お近くの「年金事務所」または「街角の年金相談センター」へ

お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などは、日本年金機構ホームページで確認いただけます。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

1704 1018 007